

清水町移住体験用住宅設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、清水町財務規則（平成元年清水町規則第5号）第149条に基づき、普通財産を清水町移住体験用住宅として活用し、清水町の移住・定住施策として、移住希望者等が一定期間、町内において生活体験する中で、本町への移住及び本町との交流を促すことを目的として定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）清水町移住体験用住宅（以下「住宅」という。）とは、日常生活が営める生活用品、家具、電化製品などを完備し、清水町での生活を体験できる施設

（2）1日とは、利用開始時間から24時間のことをいい、当該期間内は第6条第1項の貸付料とする。

（住宅）

第3条 利用する住宅は、下記のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
移住体験住宅 清水1号	清水町南4条西3丁目 1番地1	平成10年 建設	木造平屋建 2LDK	75.33 m ²
移住体験住宅 清水2号	清水町南4条西3丁目 1番地	平成10年 建設	木造平屋建 3LDK	75.33 m ²
移住体験住宅 清水3号	清水町南4条西3丁目 5番地	平成10年 建設	木造平屋建 3LDK	75.33 m ²
移住体験住宅 清水4号	清水町北1条2丁目1 番地	令和3年 建設	木造平屋建 3LDK	49.68 m ²
移住体験住宅 御影1号	清水町御影東2条1丁 目1番地7	平成4年 建設	木造平屋建 3LDK	75.44 m ²
移住体験住宅 御影2号	清水町御影東2条1丁 目1番地7	平成4年 建設	木造平屋建 3LDK	75.44 m ²
移住体験住宅 御影3号	清水町御影東2条1丁 目1番地7	平成4年 建設	木造平屋建 3LDK	75.44 m ²

（期間）

第4条 住宅を利用できる期間は、通年とする。ただし、町長は予約状況等を考慮して利用できない期間を設けることができる。

2 利用できる期間のうち、清水町での生活を体験する期間（以下「利用期間」という。）については、生活体験という観点から2日以上1か月間（30日）以内とする。ただし、再契約をする場合は、第11条の規定により取り進めるものとする。ただし、視察受け入れの際は、1日（1泊2日）利用を認める。

（利用申込み及び契約）

第5条 住宅を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ住宅の利用について、町の移住担当窓口にて体験住宅の予約状況を確認したうえで、清水町移住

体験用住宅利用申込書(別記様式第1号)を次項に定める契約書とともに提出しなければならない。

- 2 利用者は、住宅を利用する際、借地借家法(平成3年法律第90号。以下「法」という。)第38条に規定する契約を、別に定める定期賃貸(移住体験用)住宅契約書(別記様式第2号又は別記様式第3号。以下「契約書」という。)により、貸主(町長)と賃貸借に係る契約を締結しなければならない。
- 3 前項の規定により契約を締結する場合は、あらかじめ法第38条第3項の規定により、契約の更新がないことを、定期(移住体験用住宅)賃貸契約の説明(別記様式第4号)により行うものとする。
- 4 前項の規定により契約の更新がないことを説明した場合は、定期(移住体験用住宅)賃貸契約の終了(別記様式第5号)を交付するものとする。

(利用料)

第6条 利用者は、前条第2項の規定による契約を締結したときは、次の表に掲げる移住体験住宅利用料(以下「利用料」という。)を住宅入居日に納めなければならない。

名称	項目	期間	金額	備考
移住体験住宅 清水1号	貸付料	1ヶ月	100,000円	2日から利用可能
		1日(24時間)	12,000円	
移住体験住宅 清水2号	貸付料	1ヶ月	100,000円	2日から利用可能
		1日(24時間)	12,000円	
移住体験住宅 清水3号	貸付料	1ヶ月	100,000円	2日から利用可能
		1日(24時間)	12,000円	
移住体験住宅 清水4号	貸付料	1ヶ月	100,000円	2日から利用可能
		1日(24時間)	12,000円	
移住体験住宅 御影1号	貸付料	1ヶ月	100,000円	2日から利用可能
		1日(24時間)	12,000円	
移住体験住宅 御影2号	貸付料	1ヶ月	100,000円	2日から利用可能
		1日(24時間)	12,000円	
移住体験住宅 御影3号	貸付料	1ヶ月	100,000円	2日から利用可能
		1日(24時間)	12,000円	

- 2 前項により納めた利用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 貸付料には、体験住宅の使用に伴う光熱水費等を含む。
- 4 前項の規定により利用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 天災事変、利用者又は親族の疾病、その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合 利用未済期間の日割りで100分の100
 - (2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 利用未済期間の日割りで100分の100
 - (3) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

(利用料に含まない費用)

第7条 飲食費、寝具レンタル料及び洗面具、衛生用品等の日常消耗品並びに交通費その他の利用料に含まない費用については、別途利用者の負担とする。

(利用料の減免)

第8条 町長は、次の各号の一つに該当するときは、利用料を減免することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体、又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) その他特に町長が認めたとき。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、利用期間の最初の日、町長から当該住宅の鍵を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告しなければならない。
 - (2) 利用者は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備え付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。
 - (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
 - (4) 利用者は、住宅の利用期間が満了したときは、直ちに町長に当該住宅の鍵を返却し、住宅を原状に復すること。
 - (5) その他、住宅の利用に関し必要な事項
- (行為の制限)

第10条 住宅において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 住宅の全部又は一部を転貸し、又はその利用の権利を譲渡すること。
- (8) 室内においてペットを飼養すること。ただし、移住体験住宅清水2号、移住体験住宅清水3号及び移住体験住宅御影3号については、ペットの飼養を可能とする。
- (9) 室内において喫煙すること。
- (10) その他住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(再契約)

第11条 利用期間満了日の5日前までに、予約の申し込みがない場合に限り、貸主及び借主協議の上、利用期間満了日の翌日から1か月を超えない期間において、再契約できるものとする。ただし、再契約は1回のみとする。

2 第5条から第10条及び第12条、第13条の規定は、前項の規定により再契約し、利用しようとする場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により住宅若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第13条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除いた当該住宅内での事故及び利用期間中に住宅外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものと

する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成22年12月27日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成24年7月26日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和3年7月8日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。